

民生環境協議会協議事項

〔 日時 令和6年8月21日(水)
午前10時
場所 第三委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 負傷事故に係る損害賠償額の専決処分について
- 2 八戸市民保養所「洗心荘」の売却条件等の見直しについて
- 3 介護事業者の行政処分について
- 4 小児慢性特定疾病通院費助成事業について
- 5 八戸市国民健康保険条例の一部改正（案）の概要について
- 6 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 7 八戸市一般廃棄物最終処分場被覆施設移設工事請負契約の締結について

負傷事故に係る損害賠償額の専決処分について

- 1 事故発生日時 令和6年3月15日（金）午後3時20分頃
- 2 事故発生場所 福祉公民館 2階 点字録音室
（住所：八戸市類家四丁目3番1号）
- 3 事故の概要 施設利用者が室内の床に設置された露出型コンセントに足を取られ転倒し、左肘を骨折したものの
- 4 損害賠償額 62,960円
（全国市長会「市民総合賠償補償保険」で全額対応）
- 5 専決処分日 令和6年6月27日
- 6 事故後の対応 室内の露出型コンセントを全て撤去し、一部ポップアップ型コンセント※を設置
※ポップアップ型コンセント…ボタンを押すとコンセントが出るもの

八戸市民保養所「洗心荘」の売却条件等の見直しについて

令和6年3月末に廃止した八戸市民保養所「洗心荘」に係る市有財産（土地・建物）について、不動産鑑定評価額を最低売却価格とし、一般競争入札や先着順・随意契約の方法により売却を進めていたが、応募者がいないことから、次のとおり売却条件等を見直すもの。

1. 内容

| | 1回目 | 2回目 | 見直し後 |
|----------------|-----------------------------|--------------------|-----------------------------------|
| 売却方法 | 一般競争入札 | 先着順・随意契約 | 一般競争入札 |
| 申込期間 | 令和6年3月11日 ～5月10日 | 令和6年6月4日 ～7月31日 | 令和6年8月下旬 ～9月30日 |
| 最低売却 価格（税抜） | 19,480,000 円 | | 3,752,000 円 |
| 売却価格 算出方法 | 不動産鑑定評価額 （価格時点：令和6年1月1日） | | 不動産鑑定評価額からの割引き （価格時点：令和6年7月1日） |

2. 売却スケジュール

| | |
|-------------|-------------------------|
| 8月下旬～9月30日 | 入札参加申込受付 |
| 10月1日～10月中旬 | 郵便型入札受付 |
| 10月下旬 | 応札者ありの場合：開札 |
| | 応札者なしの場合：随意契約による買受申込受付 |
| 11月上旬 | 土地及び建物売買 仮契約 |
| 12月上旬 | 議案提出 |
| 12月下旬 | 土地及び建物売買 本契約（関連議案議決の場合） |
| 令和7年1月 | 所有権移転登記 |

<参考：洗心荘の概要>

| | | | |
|------|-------------------------------------|-------------------------|--|
| 所在地 | 十和田市大字法量字焼山 64-184 | | |
| 土地 | 地目 | 宅地 | |
| | 面積 | 2,860.98 m ² | |
| 建物 | 建築年月 | 昭和61年9月（築37年） | |
| | 種類 | 保養所 | |
| | 構造 | 鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階建 | |
| | 延床面積 | 1,850.22 m ² | |
| 用途地域 | 都市計画区域外 | | |
| その他 | 土砂災害警戒区域外・土砂災害特別警戒区域外・十和田八幡平国立公園区域外 | | |

介護事業者の行政処分について

1. 事業者名等

- (1)開設者 社会福祉法人東幸会
(2)代表者 理事長 伊藤 友子
(3)施設名称 特別養護老人ホームサンシャイン（事業所番号：0270301419）
(4)入所定員 60人（6ユニット、1ユニットの定員10人）
(5)サービス種類 介護老人福祉施設
(6)所在地 八戸市東白山台二丁目2番1号
(7)指定年月日 平成14年10月25日

2. 行政処分

(1)処分内容

命令（介護保険法（以下「法」という。）第91条の2第3項）

「令和5年4月28日八介第27号により行った法第91条の2第1項第2号の規定による勧告に係る措置を1月以内に講じることを命ずる。」

(2)処分日

令和6年8月9日

(3)処分理由

社会福祉法人東幸会は、八介第27号による勧告に対して、令和5年5月26日付けで、市に改善報告書を提出したにもかかわらず、改善事項の一部が実施されていない上、再度虐待（介護の放任・放棄（ナースコールを利用者の手の届かない位置に置く））が確認されたため。

3. 市の対応状況等

(1)令和3年度及び令和4年度

①虐待疑いの通報

身体的虐待（入所者の腕を叩く、強引な介助により入所者の手首を痛める）、心理的虐待（暴言や入所者への威圧的態度）及び介護の放任・放棄（ナースコールを入所者の手の届かない位置に置く）について令和3年9月から令和5年2月までに計7回受理。

②運営指導及び監査

- i) 運営指導 令和4年11月17日
ii) 監査 令和4年12月20日、令和5年3月17日 計2回
iii) 内容 虐待を行った職員、施設長や上司から聞き取り

③市から開設者への勧告

- i) 発出 令和5年4月28日(八介第27号)
- ii) 内容
 - a 入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めること。
 - b 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じること。

④改善報告書

- i) 受理 令和5年5月26日
- ii) 内容
 - a 社会福祉法人東幸会の理念・施設理念及び基本方針を掲示
 - b ユニット会議の実施(毎月)、入所者の心身状況の確認、入所者への介助や対応方法の平準化、PDCAサイクルを実施 ※実施していなかった事項
 - c 職員の経験、役職に応じたクラス別年間研修計画を作成・実施
 - d 虐待につながる言動等をセルフチェックする「虐待の芽チェックリスト」を施設全体で3か月に1回実施
 - e 社用スマートフォンを活用し、虐待の早期発見・対応
 - f ユニット内での事例検討会、勉強会を開催
 - g 職員が悩みをため込まないために定期的な面談を実施

(2)令和5年度

①虐待疑いの通報

施設職員から施設内で虐待があったこと、また、匿名で入所者への暴言や身体的虐待の疑いがあるとの通報を、令和5年11月28日から令和6年1月26日まで計3回受理。

②運営指導及び監査

- i) 運営指導 令和5年12月5日 ※虐待の事実が認められたため、監査へ切替え
- ii) 監査 令和5年12月5日、令和6年1月12日、同30日、2月8日 計4回
- iii) 内容 虐待を行った職員、ユニットリーダー、施設課長、施設長への聞き取り、虐待を受けた入所者との面接により、改善事項の一部を実施していないことや虐待の事実を確認

4.今後の対応

市が命令した内容に基づき施設の運営が行われているか、別途実地で確認予定。

小児慢性特定疾病通院費助成事業について

1 目的

小児慢性特定疾病事業は、国の定めた子どもの慢性疾患（16疾患群788疾病）により、長期に高額な医療が必要となる児童に対し、指定医療機関での医療費等の一部を助成する制度である。対象児童は、専門的な治療や検査を受けるために遠方の医療機関を受診することが多いことから、安心して治療を継続できるよう、通院（交通）費の一部を助成することにより経済的負担を軽減する。

2 内容

- ① 対象者：八戸市に住所を有し、八戸市小児慢性特定疾病医療費受給者証（有効期限内のもの）の交付を受けた児童

[参考] 八戸市小児慢性特定疾病医療費受給者数 196人
(令和6年3月31日現在)

- ② 助成額：遠方の指定医療機関を受診した場合、その所在地に応じて、往復1回あたりの通院費を助成 ※特別な事情により片道での助成も可能

【通院費の助成額単価】

| 指定医療機関の所在地 | 往復(片道)1回あたり |
|-----------------------------|-----------------|
| A地域 青森市 | 4,000円(2,000円) |
| B地域 弘前市、岩手県、秋田県 | 6,000円(3,000円) |
| C地域 宮城県、山形県、福島県、北海道 | 10,000円(5,000円) |
| D地域 A～C以外の地域(東京都、神奈川県、大阪府等) | 17,000円(8,500円) |

- ③ 助成回数：対象者1人につき往復1回(令和6年10月1日～7年3月31日)

- ④ 申請方法：受診した年度の3月末までに、八戸市総合保健センターにある窓口または郵送により申請

3 所要額

事業費(令和6年度)：1,000千円 市単独事業

4 実施時期

令和6年10月1日以降の通院費から助成

八戸市国民健康保険条例の一部改正（案）の概要について

1. 改正理由

国民健康保険法の一部改正に伴い、罰則に係る規定の整備をするためのものである。

2. 改正内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法第127条第1項から被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定が削られることとなったため、同項に基づき規定した八戸市国民健康保険条例第10条からも当該規定を削る。

3. 施行期日等

- ・令和6年12月2日から施行する。
- ・この条例の施行の前にした行為及びこの条例の施行の日以後も有効とされる被保険者証の返還に応じない行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

参考) 被保険者証廃止後の対応

- ・令和6年12月1日までに発行済みの被保険者証は、被保険者証に記載の有効期限（最長で令和7年7月31日）まで引き続き使用できる。
- ・令和6年12月2日以降、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方については、必要な保険診療等を受けられるように「資格確認書」を申請によらず交付する。

青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

1 変更理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更をするものである。

2 変更内容

別表第1を次のとおり改める。

| 変更後 | 変更前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------------------|-----|---|--------------------|---|----------------------|---|-----|---|-----|---|-----|---|---|-----|---|--------------------------|---|----------------------------|---|-----|---|-----|---|-----|
| 別表第1（第4条関係） <table border="1"><tr><td>1</td><td>（略）</td></tr><tr><td>2</td><td><u>資格確認書等</u>の引渡し</td></tr><tr><td>3</td><td><u>資格確認書等</u>の返還の受付</td></tr><tr><td>4</td><td>（略）</td></tr><tr><td>5</td><td>（略）</td></tr><tr><td>6</td><td>（略）</td></tr></table> | 1 | （略） | 2 | <u>資格確認書等</u> の引渡し | 3 | <u>資格確認書等</u> の返還の受付 | 4 | （略） | 5 | （略） | 6 | （略） | 別表第1（第4条関係） <table border="1"><tr><td>1</td><td>（略）</td></tr><tr><td>2</td><td><u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し</td></tr><tr><td>3</td><td><u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付</td></tr><tr><td>4</td><td>（略）</td></tr><tr><td>5</td><td>（略）</td></tr><tr><td>6</td><td>（略）</td></tr></table> | 1 | （略） | 2 | <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し | 3 | <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付 | 4 | （略） | 5 | （略） | 6 | （略） |
| 1 | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | <u>資格確認書等</u> の引渡し | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | <u>資格確認書等</u> の返還の受付 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

3 施行期日

令和6年12月2日

4 規約変更に係る協議

地方自治法第291条の3第1項の規定により、広域連合規約を変更するときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定めることとされており、その協議については、同法第291条の11の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされている。

八戸市一般廃棄物最終処分場被覆施設移設工事請負契約の締結について

1. 被覆施設の移設について

八戸市一般廃棄物最終処分場では、不燃系一般廃棄物を埋め立てている第2区画が今年度中に満杯となる見込みであることから、第2区画の被覆施設を第3区画へ移設し、廃棄物の受け入れ区画を切り替えるもの。

2. 契約状況

- 1) 工事名称 八戸市一般廃棄物最終処分場被覆施設移設工事
- 2) 工事場所 八戸市大字櫛引字湯ノ沢2番6
- 3) 工事概要
 - ①屋根移設工事
 - ②電気設備移設工事
 - ③機械設備移設工事
 - ④監視モニタリングシステム移設工事
- 4) 契約期間 契約締結の翌日から令和7年7月31日まで
- 5) 契約額 344,181,200円
- 6) 契約者 八戸市類家四丁目2番26号
株式会社石上建設
代表取締役 岩淵 仁

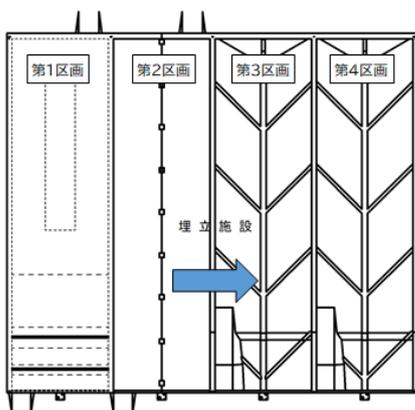
3. 今後のスケジュール

- ・令和6年度 被覆施設移設工事本契約（9月議会で議決後）
- ・令和7年度 被覆施設移設工事完了（R7.7月31日予定）

| | 令和6年度 | | | | | | | | 令和7年度 | | | | |
|-------------------|-------|----|-----|-----|-----|----|----|----|-------|----|----|----|----|
| | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 |
| ①屋根移設工事 | | | | | | | | | | | | | |
| ②電気設備移設工事 | | | | | | | | | | | | | |
| ③機械設備移設工事 | | | | | | | | | | | | | |
| ④監視モニタリングシステム移設工事 | | | | | | | | | | | | | |

4. 参考（八戸市一般廃棄物最終処分場写真等）

被覆施設移設のイメージ図



第1区画→第2区画被覆施設移設工事の様子

